

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会名：教育のガバナンス分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>小学校から大学に至るまで、戦後日本の教育組織の基軸となってきたのは、民主的運営と、当該分野の専門職に対する信頼と、一定の意思決定の移譲という考え方である。</p> <p>しかし近年、学校や大学に批判の目が向けられ、その性急な解決を求めて、政治権力ないしは組織の長による統制の強化をもたらす動きが強まっている。最近では、教育委員会、教育長に対する自治体首長の任命権、行政的な指示の拡大、あるいは大学における教授会に対する学長の権限の強化などが提起されている。</p> <p>こうした動きの背景には学校や大学と社会的な要求との間に亀裂があり、学校・大学・教育システムのガバナンスに何らかの変化が必要であることは事実である。しかし、新しいガバナンスのあり方が求められるとすれば、教育や個々の学術分野における専門職としての教員の知見や能力が有効に活かされなければならない。本分科会は、学校・大学・教育システムにおけるガバナンスの問題点を整理するとともに、教職員の専門性を活かした参加のあり方を展望し、政策的な提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 教育ガバナンスに関する政策動向の教育学的な検証</p> <p>2. 教育組織におけるガバナンスのあり方について審議及び教育の自律性にもとづく新たなシステムの政策提言に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>期限設置 平成25年 10月25日～ 26年9月30日</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置